

民事訴訟最終通告書

受任番号(ソ) 1256-91

現在、貴殿は、消費料金未納分について通信販売会社から未だに連絡がない状態として民事訴訟による訴状が提出されております。このまま連絡無き場合、裁判所から出廷命令書が自宅又は、勤務先に送達後に裁判所に出廷となり、原告の主張が全面的に受理され、被告の給与及び、不動産の差し押さえを執行官立会いのもと強制執行し、執行証明の交付を受諾していただきます。民事訴訟、裁判取り下げ等のご相談に関しては当局にて受け賜りますが、個人情報保護法によりご本人様のご連絡をお願い致します。裁判取り下げ最終期日平成19年3月30日までとさせていただきます。最近、悪質業者の新しい手口として小額訴訟手続(一日で判決が出てしまう為放置してしまうと欠席裁判となり原告側の言い通りの判決が出される)を利用し、実際に訴訟を提訴する事例もございます。ご注意ください。

日本総合管理事務局

東京都台東区東上野2-22-35

TEL03-6861-